

○ガス事故報告の運用について（２０１７０３２９商局第１号）新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改正後	改正前
３．速報及び詳報に係る事項 ３－１．速報及び詳報の用語の意義に係る事項 規則第４条第１項の表中の用語の意義は、次のとおりとする。 （１）～（８）　〔略〕 （９）交通の困難 ガスによる災害の発生を防止するための<u>交通規制により、①高速道路・国道・都道府県道において片側若しくは両側通行規制を来した場合、又は②電車・バス等公共交通機関について運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合をいう。</u> （１０）　〔略〕 ３－２．速報の取扱いに係る事項 規則第４条第１項に定める速報の取扱いについては、次のとおりとする。 （１）　〔略〕 （２）報告の方法 速報は、<u>電話</u>、電子メールその他適切な方法による。 ３－３．　〔略〕 ４．適用時期 本運用は、<u>施行の日以降に発生した事故</u>に適用する。	３．速報及び詳報に係る事項 ３－１．速報及び詳報の用語の意義に係る事項 規則第４条第１項の表中の用語の意義は、次のとおりとする。 （１）～（８）　〔略〕 （９）交通の困難 ガスによる災害の発生を防止するため<u>道路等の通行規制が実施された結果、交通渋滞、公共交通機関の運行支障又は付近住民の往来困難等を招来したもの</u>をいう。 （１０）　〔略〕 ３－２．速報の取扱いに係る事項 規則第４条第１項に定める速報の取扱いについては、次のとおりとする。 （１）　〔略〕 （２）報告の方法 速報は、<u>電話、ファクシミリ</u>、電子メールその他適切な方法による。 ３－３．　〔略〕 ４．適用時期 本運用は、<u>平成２９年４月１日以降に行う事故報告</u>に適用する。
（略） 「白管」、「黒管」、「その他の腐食劣化対策管」の用語の意義は、<u>規則様式第６備考</u>に定めるところによるものとする。	（略） 「白管」、「黒管」、「その他の腐食劣化対策管」の用語の意義は、<u>規則様式第５９備考</u>に定めるところによるものとする。
備考　表中の〔 〕の記載は注記である。	